

# 第68期 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時（受付開始9時）

場所

大阪府中央区難波五丁目1番60号  
なんばスカイオ  
7階コンベンションホール  
※前年までと会場が異なります。  
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。

議案

第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 取締役及び監査役の  
報酬額改定の件

●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

〈新型コロナウイルス対策に関するお知らせ〉

株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。

議決権については、可能な限りインターネットまたは書面により事前にご行使ください。

なお、詳細については下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

今後の状況により、内容を随時更新いたします。

<https://www.jcm-hq.co.jp/ir/event/meeting.html>



## 目次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	15
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告書	45

## 株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号  
**日本金銭機械株式会社**  
代表取締役社長 上 東 洋次郎

### 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

このたび新型コロナウイルスに罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

また、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、可能な限りインターネットまたは書面による議決権の行使を強く推奨申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2021年6月24日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市中央区難波五丁目1番60号 <b>なんばスカイオ 7階 コンベンションホール</b> ※前年までと会場が異なります。 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3	目的事項	<b>報告事項</b> 1.第68期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第68期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

## 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

### <株主の皆様へのお願い>

- ・株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことを強く推奨申しあげます。
- ・議決権については、可能な限りインターネットまたは書面により事前にご行先ください。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、またご妊娠をされている方は、ご来場をお控えいただくことを強く推奨いたします。これらに該当しない方におきましても、ご心配ご不安のある方は、決して無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・マスクの着用とアルコール消毒液のご使用について、ご協力のほどお願い申しあげます。
- ・本総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮し、議場での報告事項（監査報告を含む）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知をご高覧いただきますようお願い申しあげます。

### <当社の対応>

- ・会場受付等には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の登壇者及び運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。  
また、一部の運営スタッフは手袋を着用することがあります。
- ・ご来場の株主様へは、ご入場の際、運営スタッフによる体温測定をさせていただきます。  
また、体調不良の株主様にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染予防のため会場内は座席の間隔を広げ、座席数を減らし運営を行いますので、満席となった場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.jcm-hq.co.jp/ir/event/meeting.html>



以上



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年6月24日(木曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時)

推奨



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)  
午後5時30分到着分まで

推奨



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日)  
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

## インターネットによる開示について

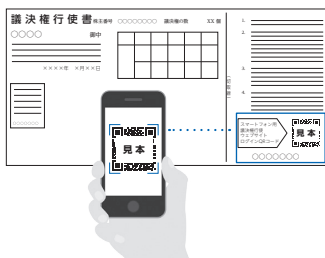
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。  
① 事業報告(業務の適正を確保するための体制及び運用状況) ② 連結計算書類(連結株主資本等変動計算書、連結注記表) ③ 計算書類(株主資本等変動計算書、個別注記表)
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

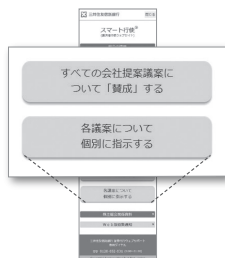
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

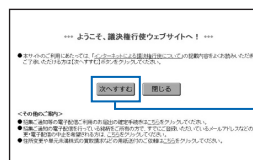
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でPCやスマートフォンの操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

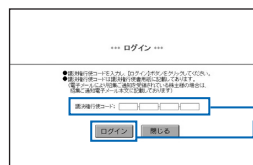
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

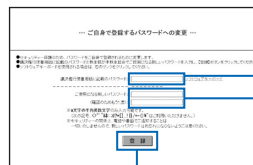
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、より一層の経営体制の効率化のため2名減員し、改めて社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、各候補者の指名にあたっては、公正性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、かつその委員の過半数を社外役員で構成する任意の指名報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会にて決定したものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会への出席率 (第68期)
1	再任 上 東 洋次郎	代表取締役社長	100.0% (17回中17回)
2	再任 高 垣 豪	常務取締役上席執行役員 経営企画本部長	100.0% (17回中17回)
3	再任 井 内 良 洋	取締役上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業本部、 生産本部管掌	100.0% (17回中17回)
4	再任 中 谷 のり 人	取締役上席執行役員 第1研究開発本部長 兼 品質本部長	100.0% (17回中17回)
5	再任 社外 独立役員 吉 川 興 治	社外取締役	100.0% (17回中17回)
6	再任 社外 独立役員 猿 渡 たつ 彦	社外取締役	100.0% (13回中13回)

(注) 猿渡辰彦氏の取締役会への出席率は、2020年6月25日の取締役就任以降の状況を記載しております。

(ご参考) 本議案が原案どおり承認可決された場合の役員構成

当社は、取締役及び監査役の選任にあたり、当社グループの事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名報酬諮問委員会にて検証及び答申のうえ、選任しております。

取締役（候補者）及び監査役のスキルマトリックス

氏名及び役職等		経	国	生	技	営	財	人	法
上東洋次郎	取	●	●		●	●			
高垣 豪	取 指名 評議	●					●	●	●
井内良洋	取 指名 評議	●	●	●	●	●			
中谷議人	取	●	●	●	●				
吉川興治	取 指名 社外 評議								●
猿渡辰彦	取 指名 社外 評議	●			●			●	
寺岡路正	監	●				●	●		
森本 宏	監 指名 社外 評議	●							●
佐藤陽子	監 評議 社外	●					●		

(注) 1. 上記は、本定時株主総会時点の役職等であります。

2. 監査役 山澤 茂氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。

上記の役職等及びスキルの略称は以下のとおりであります。

(役職等)

取 取締役    監 監査役    社外 社外役員    指名 指名報酬諮問委員会    評議 社外役員評議会  
(スキル)

経 経営経験・企業戦略

国 国際経験

生 生産・製造

技 技術・開発

営 営業  
・マーケティング

財 財務・会計  
M&A

人 人事・労務  
人材開発

法 法務  
・リスクマネジメント

候補者番号

1

かみ ひがし よう じ ろう  
上 東 洋 次 郎

(1959年6月5日生)

再任

■ 所有する当社の株式数

1,458,283株

■ 在任年数（本総会終結時）

28年

■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（17/17回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年10月 当社入社

1993年6月 当社取締役

1995年5月 当社取締役海外営業部長

2006年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長

2007年4月 当社代表取締役社長（現任）

2020年6月 JCMシステムズ(株)代表取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

JCMシステムズ(株) 代表取締役

取締役候補者とした理由

上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

■ 所有する当社の株式数

5,300株

■ 在任年数（本総会終結時）

8年

■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（17/17回）

たか がき つよし  
**高 垣 豪**

（1961年9月13日生）

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1997年 8 月 当社入社  
2007年 6 月 当社執行役員管理本部副本部長  
2011年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長  
2013年 6 月 当社取締役上席執行役員  
2013年12月 当社経営企画本部長（現任）  
2019年 6 月 当社常務取締役上席執行役員（現任）

**取締役候補者とした理由**

高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は常務取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

**候補者と当社との間の特別の利害関係について**

高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**役員等賠償責任保険契約について**

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

い      うち      よし      ひろ  
井      内      良      洋

(1960年5月21日生)

再任

■ 所有する当社の株式数

11,600株

■ 在任年数（本総会終結時）

3年

■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（17/17回）

■ 略歴、当社における地位及び担当

2004年 3月 当社入社

2007年 6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長

2010年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役

2016年 6月 当社上席執行役員生産本部担当

2018年 6月 当社取締役上席執行役員グローバル統轄本部長（現任）

2019年 7月 当社営業本部、生産本部管掌（現任）

**取締役候補者とした理由**

井内良洋氏は、入社以来、主に海外での販売活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役としてグローバルな視点に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

**候補者と当社との間の特別の利害関係について**

井内良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

**役員等賠償責任保険契約について**

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4

## ■ 所有する当社の株式数

9,700株

## ■ 在任年数（本総会終結時）

2年

## ■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（17/17回）

なか たに のり ひと  
**中 谷 議 人**

(1960年2月20日生)

再任

## ■ 略歴、当社における地位及び担当

1990年10月 当社入社  
 2007年6月 当社執行役員 S C M本部副本部長  
 2008年5月 当社技術本部副本部長  
 2010年11月 JCM CHINA CO.,LTD.代表取締役  
 2015年6月 当社ものづくり統轄本部生産担当  
 2016年6月 当社生産本部長  
 2017年6月 当社第2研究開発本部長  
 2018年6月 当社上席執行役員  
 J C Mシステムズ(株)常務取締役  
 2019年6月 当社取締役上席執行役員（現任）  
 2019年7月 当社品質本部長（現任）  
 当社第1研究開発本部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

中谷議人氏は、入社以来、主に生産関連業務に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は取締役として品質部門と研究開発部門の責任者を務めるなど、当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。

## 候補者と当社との間の特別の利害関係について

中谷議人氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

## 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

5

よし かわ こう じ  
吉 川 興 治

(1950年2月8日生)

再任 社外 独立役員

#### ■ 所有する当社の株式数

一株

#### ■ 在任年数（本総会終結時）

7年

#### ■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（17/17回）

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 検事任官（大阪地方検察庁）  
2000年4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長  
2004年4月 最高検察庁検事  
2005年7月 大阪地方検察庁次席検事  
2009年1月 神戸地方検察庁検事正  
2010年1月 検事退官  
2010年3月 弁護士登録  
2014年6月 当社社外取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

弁護士（馬場法律事務所）  
NCS&A(株) 社外監査役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスをを行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

### 独立性について

当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

### 候補者と当社との間の特別の利害関係について

吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

### 責任限定契約について

当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

### 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

6

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 在任年数（本総会終結時）

1年

■ 取締役会への出席率（第68期）

100.0%（13/13回）

2020年6月25日就任以降

さる わたり たつ ひこ  
猿 渡 辰 彦

（1953年3月1日生）

再任 社外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当

1976年4月 東陶機器(株)（現 TOTO(株)）入社

2001年6月 同社取締役執行役員機器事業グループ長

2002年6月 同社取締役常務執行役員機器事業グループ長兼中央技術センター所長

2006年6月 同社取締役専務執行役員研究・技術グループ、経営企画部担当

2013年5月 (株)井筒屋 社外監査役

2013年6月 TOTO(株)代表取締役副社長

2016年6月 (株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役（現任）

2020年6月 当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)ノリタケカンパニーリミテド社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

猿渡辰彦氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けた経営活動における助言・提言を行うことを期待しており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性のさらなる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。

独立性について

当社は、猿渡辰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

猿渡辰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

責任限定契約について

当社は、猿渡辰彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の30頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

### 社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

## 第2号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただき、当社はこの報酬限度額の範囲で取締役の基本報酬を支給し、また、賞与を支給する場合は別途定時株主総会に具体的な支給額をお諮りしてきました。

本議案は、取締役会における取締役の個人別の報酬等の基本方針の決議に伴い、今後の業績向上を図るためのインセンティブ強化を鑑み、改めて取締役の報酬水準及び体系の見直しを実施の上、その一環として、取締役に支給する報酬限度額を月額から年額に改め、当該報酬額の範囲内で取締役に對しては固定報酬である基本報酬に加えて、賞与を支給することとしたうえで、これまでの支給実績及び今後の取締役の員数等を総合的に勘案し、年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、そのうち社外取締役分の報酬額を年額20百万円以内へと改定させていただきたいと存じます。また、社外取締役の報酬は、現行どおり基本報酬のみといたします。

なお、取締役（社外取締役を除く。）に対する賞与につきましては、取締役会にて決議する取締役の報酬決定方針に基づき、基本報酬とあわせて、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会において決定することといたします。

また、監査役の報酬額につきましても、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額8百万円以内としてご承認いただきましたが、今般、取締役の報酬限度額を年額に改めることに伴い、当該報酬額を月額から年額に改め、これまでの支給実績及び監査役の員数等を総合的に勘案し、年額45百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、監査役の報酬は、現行どおり基本報酬のみといたします。

現在の取締役の員数は8名であります。第1号議案「取締役6名選任の件」が承認可決されました場合、取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）となり、本定時株主総会終結の時をもって監査役1名が辞任されることから、監査役は3名（うち、社外監査役2名）となります。

本議案は、指名報酬諮問委員会の答申を受け、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる基本方針等は事業報告31頁に記載のとおりであります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当期の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、世界中に広がる新型コロナウイルス感染症の影響により、各国でロックダウン（都市封鎖）の実施や緊急事態宣言の発出がなされたことにより、過去に経験したことのない規模での停滞を余儀なくされました。その後、各国政府による各種支援策の効果や、ワクチン接種が進んだことなどにより、徐々に経済活動が再開されておりますが、その回復度合いは、国や地域によって大きな濃淡があることから、世界的レベルにおいて新型コロナウイルス流行前の水準に回復するには、未だ相当な時間を要することが予想されます。

当社グループが関連するいずれの業界におきましても、世界的なコロナ禍による販売活動の一時停止や、製品納入の延期、キャンセルが相次ぐなど、その影響は大きく、事業活動は総じて低調に推移いたしました。このうち、ゲーミング業界においては、昨年3月以降休業を余儀なくされていた米国のカジノ施設は7月以降順次営業を再開したものの、入場者数の制限がその後も継続されており、また、欧州では断続的にロックダウンがなされるなど、いずれの地域においても投資意欲は低調な状況が続いております。国内遊技場向機器業界でも、期初に休業を余儀なくされたパチンコホールは、その後営業を再開したものの、遊技客の回帰は限定的であり、設備投資に対する姿勢は更に慎重になるなど、当社グループの事業への影響も拡大しております。

このような状況のもと、当社グループの営業活動は、いずれの地域においてもコロナ禍による移動制限等により、限定的なものとならざるを得ませんでした。ゲーミング市場向けには、既存の主力製品とともに、コロナ禍からの立ち直りの際に注目されることが見込まれるキャッシュレスの動向等も加味したシステム製品の販売に注力し、また、コマーシャル市場では、アジア地域での鉄道券売機向けの販売が比較的堅調に推移いたしました。さらに、遊技場向機器市場では、設備投資の抑制傾向が強まるなか、販売に注力する製品を当社の得意分野に絞り込む戦略を採ることで、開発費等の経費削減と特定製品でのシェア拡大の両立を目指しました。

一方、経費面では役員報酬の減額をはじめとした人件費や研究開発費の削減、抑制など、様々な経費削減策を実施いたしました。加えて、コロナ禍による業績への影響が長期化するという前提に立ち、まずは、現状の事業規模に応じた組織体制の見直しや固定費削減を図るべく、希望退職者の募集や事業所の集約、所有不動産の売却、金融機関からの借り入れによる手元流動資金の確保などを行い、経営の安定化を図りました。



しかしながら、世界的なコロナ禍による販売活動の停滞の影響は大きく、当期の売上高は、17,010百万円（前期比34.8%減）となりました。また、損益面においても営業損失2,589百万円（前期は730百万円の損失）と前期に引き続いて大幅な損失計上に至りました。その他、希望退職者の募集に伴う割増退職金の計上により、経常損失は2,902百万円（前期は861百万円の損失）、収益性の低下がみられる固定資産について減損損失を計上にしたことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は7,558百万円（前期は1,796百万円の損失）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル106.44円（前期109.25円）、ユーロは121.95円（前期122.18円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル110.72円（前期末108.83円）でありました。

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第67期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第68期（当期） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	14,405 百万円	8,077 百万円	△6,328 百万円	△43.9 %
海外コマーシャル	2,624	2,746	121	4.6
国内コマーシャル	2,795	1,704	△1,090	△39.0
遊技場向機器	6,283	4,482	△1,800	△28.7
合計	26,109	17,010	△9,098	△34.8

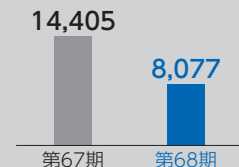
（注）△は減少を示しております。

## グローバルゲーミング

売上高  
8,077百万円  
前期比43.9%減

米国のカジノ施設では、営業再開後も、入場制限や営業時間短縮などの措置が続き、また欧州ゲーミング市場では各地でロックダウン（都市封鎖）による休業を余儀なくされ、各施設において機器更新の需要が大幅に減少したことから、当セグメントの売上高は減少いたしました。

売上高（単位：百万円）

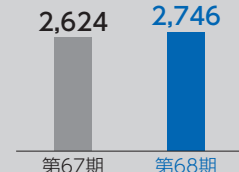


## 海外コマーシャル

売上高  
2,746百万円  
前期比4.6%増

欧米地域においては、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞に伴い、需要先からの注文キャンセルや納品延期の要請などもあって、全般的に製品の販売は低調でありましたが、アジア地域においては、比較的感染拡大が早期に収束を迎えた中国、シンガポール等において鉄道券売機向けに紙幣還流ユニットの販売が堅調に推移した結果、当セグメントの売上高は増加いたしました。

売上高（単位：百万円）

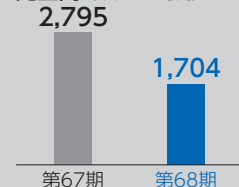


## 国内コマーシャル

売上高  
1,704百万円  
前期比39.0%減

海外コマーシャルセグメントと同じく、OEM向け製品を中心に、需要先でのプロジェクトの中止や延期などがありましたので、当セグメントの売上高は減少いたしました。

売上高（単位：百万円）

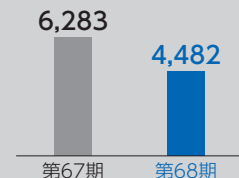


## 遊技場向機器

売上高  
4,482百万円  
前期比28.7%減

1回目の緊急事態宣言時に営業自粛を行ったパチンコホールは、宣言解除後順次営業を再開いたしました。遊技客の回帰は限定的であるなどホールの経営は厳しい状況が続いており、その中で多くのホールがウイルス感染予防対策への投資を優先したこともあり、当社の主力製品であるメダル自動補給システムなどの設備製品の販売が減少した結果、当セグメントの売上高は減少いたしました。

売上高（単位：百万円）



**②設備投資の状況**

当期の設備投資の総額は、433百万円であります。

その主な内容は、生産用金型205百万円であります。

**③資金調達の状況**

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために主要取引銀行と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しており、これらの契約に基づいて2020年12月に43億円の借入を実行しております。

**④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

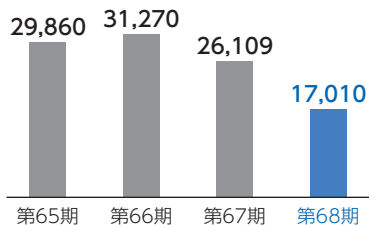
区 分	第65期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで	第66期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第67期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第68期(当期) 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売 上 高(百万円)	29,860	31,270	26,109	17,010
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)	1,152	2,265	△861	△2,902
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)(百万円)	924	1,288	△1,796	△7,558
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	31円58銭	43円48銭	△60円57銭	△254円83銭
総 資 産(百万円)	40,377	39,668	37,090	31,772
純 資 産(百万円)	32,874	32,893	30,303	22,113

- (注) 1. △は損失を示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第66期の期首から適用しており、第65期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(ご参考)

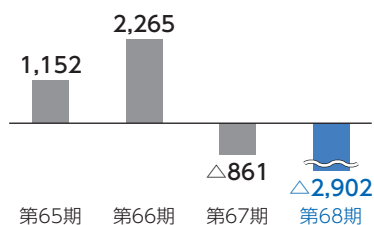
## 売上高

(単位：百万円)



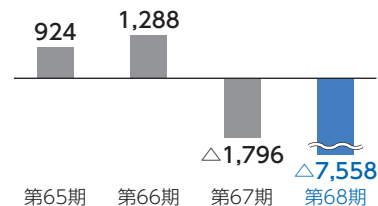
## 経常利益又は経常損失 (△)

(単位：百万円)



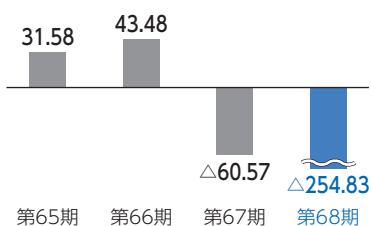
## 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位：百万円)



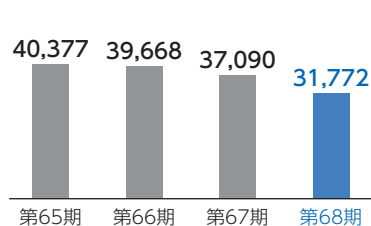
## 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



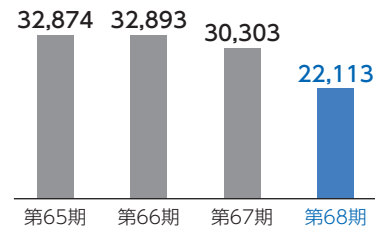
## 総資産

(単位：百万円)



## 純資産

(単位：百万円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100.0 %	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	(100.0)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100.0)	プリンターユニットの製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650 キューロ	100.0	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100.0)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100.0	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100.0	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO.,LTD.	500 千人民元	(100.0)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100.0	ソフトウェアの開発
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.	10,400 千フィリピンペソ	100.0	貨幣処理機器等の製造

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む15社であります。  
2. 当社の議決権比率欄の( )内は、当社子会社による間接所有であります。

#### ③その他

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境については、米国や欧州の一部の国では新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗に応じて徐々に経済も回復傾向にある一方で、第二波、第三波の感染が拡大している国や地域も存在するなど、世界的レベルでの経済の底上げ、回復には今暫くの時間を要するものと思われま

す。このような環境下において、当社グループでは、希望退職者の募集を含む人件費の削減、研究開発費の削減・抑制、所有不動産の売却等、様々な施策の実施により収益基盤の改善に努めてまいりました。今後は、コロナ禍の収束による経済の回復にあわせて、速やかに業績を拡大させるための施策を実施してまいります。

まず、販売面ではコロナ禍で一旦停滞したOEM顧客やカジノホール等の最終ユーザーの設備投資需要の拡大に備え、既存事業の強化、拡充を図ってまいります。特に、経済の回復にあわせて新製品の市場投入を目指すOEM顧客や、コロナ禍で広がったキャッシュレス対応への動きなど新たな需要の獲得にも注力します。その他、コマース事業においては、さらなる販路拡大・開拓を目的として、北米にコマース市場に注力した事業拠点を開設し、今後の同事業の主軸を担う体制の構築を進めてまいります。また、遊技場向機器事業では、当期（2021年3月期）において営業拠点の集約などを行ったこともあり、メダル自動補給システムなどの得意分野の製品の販売に、より一層特化するとともに、販売形態についても代理店の活用や、同業他社との連携を積極的に行うことで販売活動の効率化と、収益力の向上を目指します。

生産面では、コロナ禍以前からの課題であった中国からフィリピンへの生産移管を需要の回復にあわせて完遂するとともに、収益性改善に不可避である在庫削減や、製品品質の一層の安定化を図るなどの企業経営の安定化のための施策にも取り組んでまいります。

以上の取り組みを通じて、早期に業績を回復基調に乗せ、早期の利益計上、復配に向け鋭意努力してまいります所存であります。

株主の皆様におかれましては、このような課題に対する当社グループの取り組みについて、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	外貨両替機	主に訪日外国人旅行者向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。
	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用やタバコ分煙用で使用されます。	

(注) 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。



## (6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市平野区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都中央区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーンズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO.,LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市
J-CASH MACHINE GLOBAL MANUFACTURING (PHILIPPINES) INC.	本社	フィリピン ラグナ州

(注) JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
581 名	50 名減

(注) 1. 上記には準社員105名は含んでおりません。  
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
263 名	6 名減	44.1 歳	16.5 年

(注) 上記には派遣出向社員91名及び準社員58名は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,000 百万円
株式会社三井住友銀行	2,000
株式会社南都銀行	300

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,662,851株
③株主数	17,562名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	15.72 %
上東 宏一郎	2,707,246	9.13
上東 洋次郎	1,458,283	4.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,357,800	4.58
上東 好子	638,600	2.15
株式会社りそな銀行	563,343	1.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	535,200	1.80
株式会社三井住友銀行	503,724	1.70
トーターエンジニアリング株式会社	432,474	1.46
日本生命保険相互会社	403,226	1.36

(注) 持株比率は自己株式2,573株を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

② 当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ①取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	遊技場向機器事業、第2研究開発本部管掌 JCMシステムズ株式会社 代表取締役
常務取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	井 内 良 洋	上席執行役員 グローバル統轄本部長 兼 営業本部、 生産本部管掌
取締役	上 野 光 宏	上席執行役員 グローバルガバナンス本部長 JCM EUROPE GMBH. 代表取締役
取締役	中 谷 議 人	上席執行役員 第1研究開発本部長 兼 品質本部長
取締役 (社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士 (馬場法律事務所) NCS&A株式会社 社外監査役
取締役 (社外取締役)	猿 渡 辰 彦	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 社外監査役
常勤監査役	山 澤 茂	
常勤監査役	寺 岡 路 正	
監査役 (社外監査役)	森 本 宏	弁護士 (弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所 グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役
監査役 (社外監査役)	佐 藤 陽 子	公認会計士 (公認会計士佐藤陽子事務所所長) トーカロ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 吉川興治及び取締役 猿渡辰彦の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 森本 宏及び監査役 佐藤陽子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 吉川興治、取締役 猿渡辰彦、監査役 森本 宏及び監査役 佐藤陽子の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の7名であります。

氏名	主要な担当業務
今 井 崇 智	上席執行役員 JCM AMERICAN CORP.代表取締役 兼 経営企画本部副本部長
岩 井 一 郎	執行役員 生産本部長
長谷川 誠	執行役員 営業本部長
藤 原 靖 之	執行役員 第1研究開発本部副本部長
神 野 紀 行	執行役員 第1研究開発本部副本部長
山 崎 統 司	執行役員 経営企画本部副本部長
中 武 一 男	執行役員 第2研究開発本部長

(注) 2021年4月1日付にて、下記のとおり執行役員の主要な担当業務を変更しております。

氏名	主要な担当業務	
	変更前	変更後
山 崎 統 司	執行役員 経営企画本部副本部長	執行役員 営業本部副本部長

## ②当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
吉村 泰彦	2020年6月25日	任期満了	取締役 遊技場向機器事業、第2研究開発本部管掌 JCMシステムズ株式会社 代表取締役 一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事
小泉 英之	2020年6月25日	任期満了	社外監査役 公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）

## ③役員等賠償責任保険契約の内容と概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役及び監査役）及び国内外子会社役員（取締役及び監査役等）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が被る損害（個人として負担する損害賠償金及び訴訟費用（弁護士費用等））が填補されることとなります。

#### ④取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬諮問委員会へ諮問のうえ、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にかかる基本方針等の内容は次のとおりです。

#### 基本方針

成長戦略の着実な遂行についてのコミットメントを明確にし、短期的な業績だけでなく、中・長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能し、また株主と利益意識を共有した株主重視の視点を取り入れた報酬制度とする。

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、短期業績連動報酬である「賞与」及び中長期業績連動報酬である「株式報酬」で構成する。

「基本報酬」は、役位に応じて月次に支給する固定報酬であり、一定の範囲で各役員の業績評価を反映できるものとする。

「賞与」は、事業年度ごとの連結当期純利益の達成度合いに加えて、経営基盤強化等の定性的な要素にも鑑みて、年次に支給する業績連動報酬であり、年1回任期の満了する株主総会開催日の翌日に支給する。

「株式報酬」は、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、役位に応じて社外取締役を除く取締役に対して、一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を交付する。



## (報酬構成及び算定方法の概要等)

報酬等の種類		業績評価指数 (KPI)	算定方法他	算定方法の概要	
金銭報酬	固定	基本報酬	-	報酬額	【基本報酬限度額】取締役の基本報酬限度額は、月額20百万円以内(注2)とする。 (使用人分給与は含まない。)
				各対象取締役への支給額の算定方法	【一人当たり】月額1,200千円を基準とし(基本報酬基準額(注3))、以下の係数を乗じて、個別報酬の金額を算出し、決定した金額を毎月支給する。 ①取締役 評価に応じて基本報酬基準額の100~130%の範囲内とする。 ②役付取締役(会長・社長・常務) 役位・評価・成果に応じて基本報酬基準額の150%~250%の範囲とする。
金銭報酬	変動	短期業績連動報酬(注1) (賞与)	連結 当期純利益	報酬額	【報酬額】固定基本報酬の概ね30~40%の範囲とする。
				支給条件	各事業年度の当期純利益が出た場合に支給し、損失の場合には支給しない。
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】連結当期純利益の1~2%の範囲内とする。 【個人別配分】業績寄与度の評価に応じて、固定基本報酬総額の個人割合を基準とし、かつ±30%の範囲内で算出する。
非金銭報酬		中長期業績連動報酬(注1) (譲渡制限付株式報酬)	-	報酬額	【報酬限度額】年額70百万円以内(注4)
				各対象取締役への支給額の算定方法	【支給総額の上限】固定基本報酬の概ね10%相当とする。 役位に応じて一定期間の譲渡制限が付された当社普通株式を支給する。

- (注) 1. 短期業績連動報酬及び中長期業績連動報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役としております。  
2. 2007年6月27日開催の第54期定時株主総会決議により決定しております。  
3. 基本報酬基準額は、従前、一人当たり1,500千円/月としておりましたが、第68期については業績低迷の責任を明確にするため、上記金額(1,200千円/月)に減額しております。  
4. 2019年6月26日開催の第66期定時株主総会決議により決定しております。

## □. 当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績変動報酬	譲渡制限付 株式報酬
				賞与	
取締役 (うち社外取締役)	9 名 (2)	115 百万円 (9)	110 百万円 (9)	— 百万円 (—)	5 百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	33 (10)	33 (10)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外役員)	14 (5)	149 (20)	144 (20)	— (—)	5 (—)

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2019年6月26日開催の第66期定時株主総会（当該株主総会終結時の対象者の員数は7名であります。）において、譲渡制限付株式報酬制度の報酬額として年額70百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第54期定時株主総会（当該株主総会終結時時の対象者の員数は4名であります。）において月額8百万円以内と決議いただいております。

## ⑤社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場法律事務所）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、社内コンピューターシステムの保守管理業務を委託しております。
- 社外取締役 猿渡辰彦氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会、岩井コスモ証券株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と各社との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士（公認会計士佐藤陽子事務所所長）であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、トーカロ株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

## □. 当期における主な活動状況

### a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 吉川興治	17回中17回	100.0 %	—	— %
社外取締役 猿渡辰彦	13回中13回	100.0	—	—
社外監査役 森本宏	17回中17回	100.0	15回中15回	100.0
社外監査役 佐藤陽子	13回中13回	100.0	10回中10回	100.0

(注) 猿渡辰彦氏及び佐藤陽子氏の出席回数及び出席率は、2020年6月25日の取締役及び監査役就任以降の状況を記載しております。

### b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 猿渡辰彦氏は、長年にわたる上場企業役員としての会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 森本宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 佐藤陽子氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

### c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

#### ・吉川興治氏

法曹としての経験と専門的知識に基づき、客観的かつ適切なアドバイスを行うことを期待しております。

2014年6月の取締役就任以降、徹底した法令遵守が求められる米国カジノ市場での事業展開に不可欠なコンプライアンス強化、リスク管理を念頭に置いた経営判断や、社内体制の構築、予防的措置の実施等において的確な助言や、具体的手法の提案などを受けております。

#### ・猿渡辰彦氏

上場企業における経営者としての豊富な経験と、技術系を中心に幅広い見識を前提として当社の経営判断についての助言・提言を行うことを期待しております。

2020年6月の取締役就任以降、取締役会への出席に留まらず、同氏の専門分野である技術、開発、品質に関する定例会議にもオブザーバーとして参加するとともに、個別案件の決定においても、必要に応じて助言を受けるなど、多くの案件に関与しております。

#### ・両氏に共通する事項

コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、2021年1月27日に設立しました「指名報酬諮問委員会」の委員として、取締役候補者及び報酬の決定に向けた意見形成に関与することを通じて、経営体制の可視化・健全化に寄与しております。

なお、猿渡辰彦氏は、当委員会の委員長を務めております。

### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 E Y新日本有限責任監査法人

##### ②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	46 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### ⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### ⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

## (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益配分に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案し、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

しかしながら、当期の中間及び期末配当金につきましては、大幅な減収に加え、2期連続の営業損失及び当期純損失を計上したことにより、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## ②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作り等に寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

## ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2020年6月25日開催の第67期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様の承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求める。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様へ代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。



ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

#### ④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります、有効期間満了前であっても株主の皆様意向により廃止が可能であること）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減率、当社の重要な子会社に対する議決権比率、従業員の平均年齢及び平均勤続年数並びに取締役及び監査役の取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、大株主の持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,814,488</b>
現金及び預金	12,433,846
受取手形及び売掛金	3,031,401
電子記録債権	339,197
有価証券	51,771
商品及び製品	5,621,086
仕掛品	368,689
原材料及び貯蔵品	3,462,913
その他の流動資産	656,373
貸倒引当金	△150,790
<b>固定資産</b>	<b>5,958,497</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,072,464</b>
建物及び構築物	1,055,617
機械装置及び運搬具	132,187
土地	1,766,069
リース資産	0
その他の有形固定資産	118,590
<b>無形固定資産</b>	<b>27,308</b>
ソフトウェア	19,090
その他の無形固定資産	8,217
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,858,723</b>
投資有価証券	1,093,062
退職給付に係る資産	576,855
繰延税金資産	943,053
その他の投資等	304,741
貸倒引当金	△58,989
<b>資産合計</b>	<b>31,772,986</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>9,038,859</b>
支払手形及び買掛金	1,302,264
短期借入金	4,300,000
リース債務	52,134
未払法人税等	619,492
賞与引当金	188,300
事業構造改善引当金	284,217
その他の流動負債	2,292,449
<b>固定負債</b>	<b>620,861</b>
リース債務	155,812
繰延税金負債	336,641
その他の固定負債	128,407
<b>負債合計</b>	<b>9,659,720</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>23,151,572</b>
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,762,525
利益剰余金	18,174,396
自己株式	△2,294
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,038,307</b>
その他の有価証券 評価差額金	343,572
為替換算調整勘定	△1,381,879
<b>純資産合計</b>	<b>22,113,265</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,772,986</b>

# 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,010,972
売上原価	11,735,660
売上総利益	5,275,312
割賦販売未実現利益戻入額	13,834
差引売上総利益	5,289,146
販売費及び一般管理費	7,878,484
営業損失	△2,589,337
営業外収益	
受取利息	5,664
受取配当金	28,710
為替差益	127,178
その他	37,933
	199,487
営業外費用	
支払退職金	12,854
早期希望退職の費用	469,960
その他	30,165
経常損失	△2,902,829
特別利益	
固定資産売却益	323,465
特別損失	
固定資産除却損	3,152
固定資産売却損	53
減損損失	5,658,661
	5,661,867
税金等調整前当期純損失	△8,241,232
法人税、住民税及び事業税	1,133
法人税等調整額	△684,031
当期純損失	△7,558,333
親会社株主に帰属する当期純損失	△7,558,333

# 計算書類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,626,466</b>
現金及び預金	9,644,882
受取手形	113,647
電子記録債権	58,644
売掛金	1,177,360
商品及び製品	598,335
仕掛品	368,233
原材料及び貯蔵品	763,501
前払費用	100,703
未収入金	251,464
関係会社短期貸付金	2,628,313
その他の流動資産	54,821
貸倒引当金	△133,441
<b>固定資産</b>	<b>6,738,433</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,308,148</b>
建物	828,529
構築物	0
機械及び装置	0
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	29,750
リース資産	0
土地	1,449,868
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>
ソフトウェア	0
その他の無形固定資産	0
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,430,285</b>
投資有価証券	1,071,302
関係会社株式	1,039,026
出資金	4,930
関係会社出資金	606,224
関係会社長期貸付金	1,107,200
会員権	52,310
前払年金費用	566,697
その他の投資等	34,864
貸倒引当金	△52,270
<b>資産合計</b>	<b>22,364,900</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>5,986,896</b>
買掛金	386,189
短期借入金	4,300,000
リース債務	2,147
未払金	842,598
未払法人税等	16,521
未払費用	54,233
前受金	4,313
賞与引当金	143,599
事業構造改善引当金	208,098
その他の流動負債	29,194
<b>固定負債</b>	<b>442,454</b>
繰延税金負債	315,533
リース債務	9,063
その他の固定負債	117,857
<b>負債合計</b>	<b>6,429,350</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,591,913</b>
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,762,525
資本準備金	2,063,905
その他資本剰余金	698,619
<b>利益剰余金</b>	<b>10,614,737</b>
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	10,340,418
別途積立金	12,914,761
繰越利益剰余金	△2,574,342
<b>自己株式</b>	<b>△2,294</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>343,635</b>
その他有価証券	343,635
評価差額金	
<b>純資産合計</b>	<b>15,935,549</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,364,900</b>

# 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高 益	3,405,519	
役 務 収 入	1,622,706	5,028,226
売上原価		<b>3,452,744</b>
売 上 総 利 益		<b>1,575,482</b>
販売費及び一般管理費		<b>2,924,605</b>
営 業 損 失		<b>△1,349,122</b>
営業外収益		
受 取 利 息	51,396	
受 取 配 当 金	810,032	
業 務 受 託 料	207,004	
受 取 賃 貸 料	37,634	
為 替 差 益	149,868	
雑 収 入	16,885	1,272,821
営業外費用		
支 払 利 息	5,291	
業 務 受 託 原 価	191,825	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
早 期 希 望 退 職 関 連 費 用	321,410	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	73,647	
雑 損 失	8,203	638,012
経 常 損 失		<b>△714,313</b>
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	573	573
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損 失	1,971	
減 損 損 失	1,846,880	1,848,851
税 引 前 当 期 純 損 失		<b>△2,562,591</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12,291	
法 人 税 等 調 整 額	9,367	21,658
当 期 純 損 失		<b>△2,584,250</b>

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

2021年5月20日

E Y 新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基 ㊞  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社  
取締役会 御中

2021年5月20日

E Y 新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 笹山 直孝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高井 大基 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役 山澤 茂 ㊞

常勤監査役 寺岡 路正 ㊞

監査役(社外監査役) 森本 宏 ㊞

監査役(社外監査役) 佐藤 陽子 ㊞

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

## クリニック向け精算機Flexcom Payを本年7月にリリース予定



特設ページ

<https://www.flexcompay.com/>



YouTube

「動画でわかるFlexcom pay」



この度、医事会計システム（レセプトコンピューター）とのシステム連動により診療費会計を自動化・非対面化できるクリニック様向け精算機をリリースいたします。

本製品は、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策が進むなか、非対面での会計を実現するとともに、クリニック様が抱える違算防止を含め現金管理における省人化の課題を解決することに加え、現金決済のみならず多様なキャッシュレス決済方法にも対応しております。

さらに、業界最小サイズのコンパクト設計により、受付などの小スペースにも設置可能な製品であります。

また、国内の様々な展示会に出展し、多数のお問い合わせもいただいております。今後も更なる販促活動に取り組んでまいります。



クリニックEXPO大阪 2021年2月24日～26日



リテールテックJAPAN2021 2021年3月9日～12日

# 株主総会会場ご案内図



## 交通のご案内

- ▶ 南海電鉄 なんば駅 中央口・南口直結
- ▶ 地下鉄 なんば駅 南南改札口より徒歩約2分

※本会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

- 株主様の健康と安全面を最優先にご検討いただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことを強く推奨申し上げます。
- 議決権については、可能な限りインターネットまたは書面により事前にご行使ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。

